

平成26年11月4日

大使館からのお知らせ

(南ア改正入管法：Intra-Company Transfer Work Visa に関する内務省内部通達)

在南アフリカ共和国日本国大使館

1. 昨年10月27日付で、南ア内務省より南ア在外公館向けに通達 No. 19 が発出されました。具体的内容は以下のとおりです。
 - (1) 改正前の入管法に基づく Intra-Company Transfer Work Visa (ICT Visa) の保有者は、改正後の入管法・規則に基づく ICT Visa の申請が可能。
 - (2) 但し、申請手続きは申請者の出身国又は居住国にある南ア在外公館を通じて行うこととする。
 - (3) 全ての条件が満たされれば、4年以内の有効期限が与えられる。

2. 今般の内務省通達による運用方針の明確化は重要な前進として認識しておりますが、引き続き当地在留邦人の皆様におかれましては、お気付きの点やお困りの点等ございましたら、当館まで情報共有頂けますようお願い致します。当館としても引き続き、内務省等に対して情報の明確化等を働きかけていく所存です。(連絡先メールアドレス) consul@pr.mofa.go.jp

以上